

南医療生協への加入は 5000円をお願いしています。

これまで一口 1000 円での加入もしていただいておりますが、厚生労働省通達に基づき、5000 円での加入をお願いしております。

- 一口 1000 円でご加入いただきました皆様には、5000 円までの増出資をお願いいたしております。積み立て通帳をご利用ください。増出資は、1000 円ずつでも一括でも結構です。
- 特に健康診断料金は、組合員価格でご利用いただいておりますので、増出資にご協力くださいますよう、お願いいたします。
- 出資金の残高は、南医療生活協同組合 本部 人事総務課
(052-625-0620) へお問い合わせください。



厚生労働省通達

※南医療生活協同組合は、消費生活協同組合法(生協法)に則り運営しており、管轄である厚生労働省より、「出資一口の金額は、(中略)原則として 5000 円以上とすること、なお、組合の事情により出資一口の金額を 5000 円以下とすることは差しつかえないが、この場合にあっても**組合員一人当たりの出資金額は原則として 5000 円以上とすること**」と通達が出されております。

* 南医療生活協同組合は、出資金の一口を 1000 円と定款で定めております。